

第1章 基本事項

1-1. 戦略策定の趣旨

現在、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きは世界的な潮流となっています。我が国でも、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画が改定されるなど、情勢は大きく動いています。温室効果ガスは、日常生活や事業活動などのあらゆる場面で排出されており、県民、事業者、行政といった全ての主体が積極的にカーボンニュートラルの実現に取り組むことが必要不可欠です。

このような認識のもと、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、適時適切な手段を選択しつつ、富山県のさらなる成長につなげるため、本戦略は、足下から2030年度までに実施すべき取組みを描くものとして策定します。

1-2. 戦略の位置付け

本戦略は、次の法律等に基づくものです。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）
- ・気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく地域気候変動適応計画
- ・富山県環境基本条例（平成7年富山県条例第46号）第12条に基づく富山県環境基本計画の個別計画

また、本県の次の計画等と整合を図り策定するものです。

- ・富山県総合計画（2018（平成30）年3月策定）
- ・富山県成長戦略（2022（令和4）年2月策定）
- ・富山県SDGs未来都市計画（2019（令和元）年8月策定・第2期2022（令和4）年3月策定）

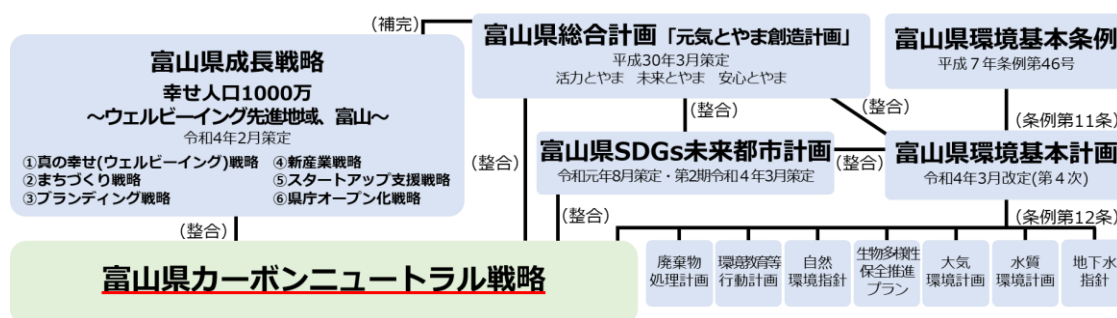


図 1-1 本戦略の位置付け

なお、本戦略は、現行の「新とやま温暖化ストップ計画」、「新県庁エコプラン（第5期）」及び「富山県再生可能エネルギービジョン」の3計画を統合し、総合的・一体的に策定するものです。

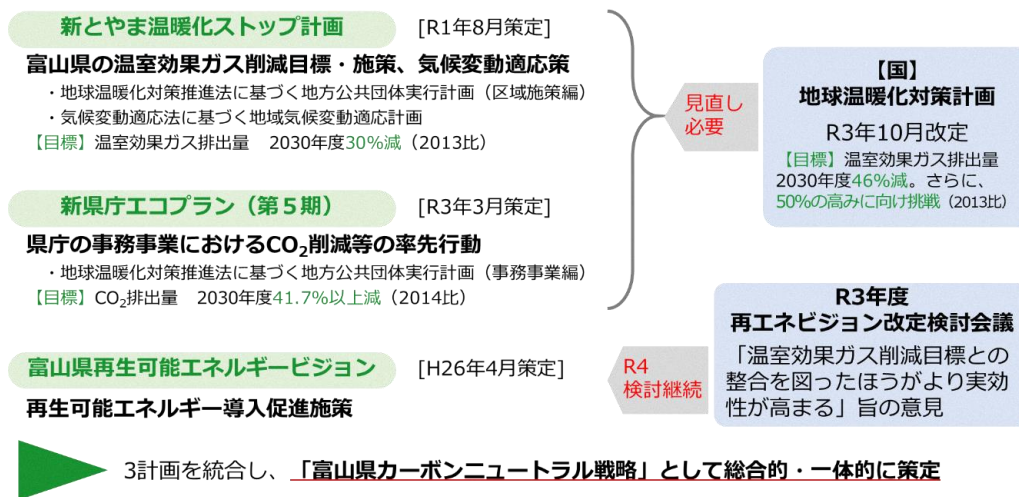


図 1-2 現行の 3 計画の統合による本戦略の策定

1-3. 計画期間等

(1) 計画期間

本戦略の計画期間は、2030 年度までとします。

なお、今後の国内外の動向等を踏まえ、必要に応じて短期間（概ね 2 年後。ただし、見直しの内容によっては、より早期に実施。）での改定を検討します。また、未設定の数値目標についても、可能な限り設定に努めます。

(2) 対象地域

本戦略の対象地域は、富山県内全域とします。

(3) 対象物質

本戦略で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に定める次表の 7 種類です。

表 1-1 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
六ふつ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふつ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造